

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第28回）審議概要

開催日時	平成29年2月9日 13:30	
場所	下関市役所本庁舎新館506・507会議室	
委員	今村 俊一（弁護士） 岡 孝（高等学校教諭） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 森 邦恵（大学准教授）	
議事事項	総合評価方式の適用対象工事及び落札者決定基準について（市長部局関係）	
	総合評価方式に係る落札者決定基準について（上下水道局関係）	
	新港地区関連用地整備工事（その2）について	
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり
	審議結果、回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

議事項目、意見・質問	審議結果、回答
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の適用対象工事及び落札者決定基準について（市長部局関係） ・総合評価方式に係る落札者決定基準について（上下水道局関係） 	
<p>1年間やってみていろいろと気付いたところがあるので、使い勝手のいいように直したいということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>業者の方からこういった意見があったのか。</p> <p>そういった課題が見えたので評価項目を見直したということか。</p> <p>標準型と簡易型を5億に引き上げ、3～7千万の実績が37件と多いので、全体件数が他の中核市並みになるということだったが、他の中核市でも3～7千万の価格帯が多いのか。この差は本市の金額設定が低かったということになるのか。</p>	<p>建設業界の方から、入札契約期間が長いとか、それに伴い技術者が拘束されるという意見をいただいている。それと評価項目についても、なるべく県と同じような評価としてほしいというような趣旨の意見をいただいている。</p> <p>そのとおり。</p> <p>他の中核市においては、設計金額だけではなく、工事の難易度等で総合評価をやる、やらないを決めているなど様々である。中核市の価格設定はばらばらではあるが、3千万というのは低いほうである。</p>
<p>現行では、総合評価で実施されたのが、61件で見直し案で行くと24件と半分以下となるが、現行では負担が大きかったということがあるのか。</p>	<p>総合評価方式の課題として事務負担をどう軽減するかということがあるが、今回の見直しはそこに着目するというよりは、落札業者の偏りなどに着目して検討したものである。</p> <p>また、業者にとっても資料作成に係る負担を軽減できる。</p>
<p>3千万を7千万へ上げたのは、件数を半分に抑えるために5千万や6千万を検討した結果、7千万に落ち着いたということか。</p>	<p>件数で金額を定めたということもあるが、加えて落札者の偏りが明らかとなったので、偏りがなくなるのはどこなのかを検証した結果、7千万ということになった。</p>

<p>技術者の確保ということが大きいと思うが、これでかなり軽減されるのか。</p>	<p>総合評価の件数が減れば、事前に技術者を資料として提出して入札を待つ件数自体が減るので、技術者の拘束という点では負担が軽減できると考えている。</p>
<p>これでは価格競争の規模が拡大することになる。本来の趣旨は過度な価格競争を抑制し、公共工事の品質の安定的な確保を求めるといことで総合評価へ移行した。偏りを少なくするために価格競争へ戻すというのはわかるが、市としては品質を確保しながら施工してもらわないといけないわけで、ジレンマに陥るのではないかと、なかなか難しいと思うが、どう考えるか。自身の感想ではあるが。</p> <p>言われることはわかるが、業者としては、毎年変わると混乱が懸念されるので、一定程度の期間をおく必要があるのでは。頻繁に変更するのは問題があるように感じる。</p> <p>わかった。そのように願いたい。とはいえ問題があったら迅速に対応できるというのが望ましいのかなと思った。</p>	<p>発注者としての責務としては両方あると思うが、品質の確保と地域の業者の育成であったり、若手技術者の育成がある。総合評価方式を増やしていくのが本来の趣旨であろうと思うが、本市の特性として中小企業が多い中、偏りがあって大きな業者に受注が集中するのはどうかと考える。また、本格実施は今年度からで、これで良いというものはまだなく、来年度、再来年度に向けて本市に合せた入札制度を考えて行きたい。</p> <p>当初の3千万の設定は実績のない状況で決めていた。この度は1年間の実績を踏まえて、7千万であれば問題ないであろうと決めたので、ここからは大きく変わることはないと考えている。</p>
<p>価格だけではないということで総合評価になったと思うが、1年間実施してみて総合評価の良い点の具体例があるか。</p>	<p>まだ総合評価の工事で完成した案件が少い。総合評価で実施した工事の成績評点がその他の工事の評点より良ければ、総合評価の価値判断になると思う。</p>
<p>(審議) 総合評価方式の適用対象工事の範囲の変更、落札者決定基準の変更について、事務局の提案どおりで承認してよいか。</p>	<p>異議なし。(承認)</p>

・新港地区関連用地整備工事（その２）について

（事務局提案）

本件については、前回11月に開催した入札監視委員会で報告などをしたところだが、入札公告し開札をした後で設計の違算があったことが判明したため、入札を中止した工事案件である。

7月に開催した当委員会で落札者決定基準について一度意見を伺っていたが、設計違算により改めて発注することとなったため、11月の当委員会で再度、落札者決定基準に関する意見を伺った。

本来であれば、11月の当委員会において、落札者決定基準と併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかを伺うべきところであったが、これを伺っていなかったため、本日改めて伺うもの。

なお、意見を改めて聴く必要があるとなった場合、今後委員の交代があり、落札者決定に当たって意見を伺う委員と、昨年7月、11月の当委員会で落札者決定基準の決定に関わった委員が異なるという状況になるなど特殊な事情があるため、今回については意見の聴取を省略することも一つの方法かと考える。

落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、ご意見をいただきたい。

他の案件でもこれまで落札者を決定しようとするときには意見を聴いていたか。

これまで、7月28日の入札監視委員会で落札者決定の前に意見を伺っているが、その際に意見はなかった。

（審議）

落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか、それとも改めて意見を聴く必要はないとするか。

この件については、改めて意見を聴く必要はない。